

中国地方知事会共同アピール

感染拡大防止と社会経済活動を両立する 新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年10月21日

中国地方知事会

感染拡大防止と社会経済活動を両立する 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の第7波については、BA.5系統等の新たな変異株への置き換わりの影響等により、全地域で過去最多の新規感染者数を記録するなど、かつてない規模で急速に感染拡大した。

中国地方知事会としても、これまで感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、県民に基本的な感染防止対策の徹底を改めて要請するとともに、積極的疫学調査の重点化や戦略的なPCR検査等による感染の抑え込み、ワクチンの追加接種の促進など、感染拡大防止対策に全力を尽くした。

さらに、社会経済活動との両立を図るため、県民への協力要請は行動制限を伴うものとならないよう配慮するとともに、疲弊した地域経済の回復に向けた対策についても、積極的に取り組んできた。

今後も感染拡大を抑制しながら、社会経済活動を活発化させていくためには、国との一致結束した取組が不可欠であり、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 コロナ禍からの出口戦略

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略

繰り返される感染再拡大については、感染者増加の優位性や免疫逃避が指摘されている新たな変異株への置き換わりが要因の一つと考えられることから、海外の知見を踏まえ、感染力や症状、重症化リスクなど、新たな変異株の特徴を早急に分析するとともに、その特性に応じた感染拡大防止と社会経済活動の両立に資する全般的な対応方針について、提示すること。

さらに、新たな経口薬の承認や変異株に対応した新たなワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略についても早急に検討を進め、速やかに提示すること。

なお、出口戦略の検討においては、感染しても重症化させない対策や、国民の命が守られる医療体制の確保がその根幹であるが、

第7波において、感染爆発が起きても感染者の多くが軽症であるといった状況が発生したことを鑑み、適切な積極的疫学調査や必要な入院・治療の徹底が可能な体制の構築を併せて議論すること。

加えて、コロナを乗り越えた新たな経済社会に向けて、現場が臨機応変に対応していけるよう、今後発生が予測される新たな変異株の特性など様々なケースに応じて、コロナ対策（検査・医療提供体制、積極的疫学調査、ワクチン接種体制、経口治療薬等）のあり方や感染症法上の取扱いの考え方などが明示されたロードマップを早急に示すとともに、ロードマップに応じた必要な財源を措置すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、内閣感染症危機管理庁（仮称）及びいわゆる日本版CDCの設置に当たっては、地方の現場での最新の感染の実相や先進的な取組を国が直接吸収した上で、対策の立案を行い、又は実行に向けてその横展開を図ることができる仕組みを構築すること。

（2）ワクチン接種の推進

ワクチン接種の加速化を図るため、自治体において政府の示す1日100万回ペースでのワクチン接種体制の構築や周知・広報に取り組んでいるところであるが、年内に全ての接種対象者が接種を完了することを目指す上でも、オミクロン株対応ワクチンの接種について、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、繰り返し接種による免疫に与える影響も含めた安全性や、効果を踏まえた必要性などについて、国民、特に接種率の低い若年層に対して丁寧に説明するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること。

また、ワクチンに係る長期的な戦略を示し、地方自治体の負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

さらに、新型コロナによる感染を抑制するとともに、今後の変異株等へも対処するため、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要なワクチンの確保・供給を図ること。

2 来たる第8波への対応

(1) 季節性インフルエンザとの同時流行対策

日本では過去2シーズン季節性インフルエンザが流行しておらず、例年より早い時期の流行が懸念される。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、政府から対策案が示されているが、地域の実情に即して対応することのできる仕組みとすること。併せて、自己検査のための検査キットや発熱外来で使用する新型コロナとインフルエンザの同時検査キットについては、不足が生じないよう国において十分な供給体制を確保すること。また、治療薬だけでなく、解熱剤等処方薬の十分な供給体制も確保すること。

(2) 新たな変異株に対応した保健・医療提供及び検査体制

過度な負担を医療現場にかけることなく、必要な方に適切な検査や医療が提供される安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講ずること。

- ・ 今後の新興感染症の発生も見据え、電子カルテと発生届を連携するなど、デジタル技術の活用等により事務そのものを軽減させる仕組みを検討すること。
- ・ 早期検査・早期治療や積極的疫学調査を担う保健所が機能不全に陥らず、地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮できるよう、国として、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、強化に対する支援を行うとともに、保健師の積極的な派遣や IHEAT の拡充等による広域的な人材派遣調整、DXの推進、各種報告事務の負担軽減等を行うこと。
- ・ 医療機関、高齢者施設等における日頃の感染予防及びクラスターが発生した場合などの感染抑制について、知見を踏まえて取るべき対策を早急に示すとともに、広く周知すること。また、実施した対策に係る経費については全額国費による財政措置を講ずること。
- ・ 感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」となっても、知事の判断で実施可能とし、また、感染拡大時の感染リスクの低減につながる社会活動等のための事前検査や、旅行やイベント

参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更にあたり、主に特定大型拠点における補助費用上限が引き下げられたが、自治体が直接運営する検査拠点においても影響が生じていることから、適正実施する事業者に影響が生じないように、特に、不適切な取扱いを行うことのない自治体実施分は引下げの対象外とするなど、取扱いを見直すこと。

- ・感染再拡大を防止するため、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要となる検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図るとともに、随時、国民や地方に対して情報提供を行うこと。
- ・限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していく必要があることから、変異株の特徴や感染者の症状に即した的確な療養方法等について早急に方針を示すとともに、入院・外来の診療体制の拡大など見直しを図ること。
- ・病床確保料等に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、各地域においては、病床逼迫を招かないよう地域の実情に応じた感染抑制対策を講じるのが基本であり、各医療機関の病床確保料について、まん延防止等重点措置が適用される水準の病床逼迫状況と同等の病床使用率 50%を一律に前提とすることは適切ではなく、地域の実情に応じた医療提供体制を確保できる制度設計とすること。また、各医療機関の病床確保料について、上限額の適用有無が事後にのみ明らかになる制度設計は、感染拡大に備えて事前に病床を確保しようとする病床確保事業とは相いれないものであり、各医療機関及び都道府県の予見可能性を高める制度設計に改めること。
- ・加えて、病床確保について、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、緊急包括支援交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。
- ・さらに、回復期の患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設や、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院

患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。また、これまでの教訓を活かし、重症患者や中等症患者を受け入れるべく十分な病床確保並びに医療従事者の確保ができるよう制度改正を含めた見直しを行うこと。
- 経口薬等の治療薬について、必要な患者へ迅速かつ公平な供給体制の構築をさらに加速させること。
- 今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、都道府県内で統一的な対策の実施を可能とするため、都道府県と保健所設置市との役割分担を見直し都道府県主導で必要な措置を講ぜられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえ、より実効性のある対策を講ずることができるような法的措置や行政の体制強化への制度化を図ること。
- 今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。あわせて、病床が不足した際に臨時の医療施設を開設する場合、医療従事者確保及び円滑な設置・運営に必要な診療報酬の引き上げも含めた財政措置等の対策を講ずること。
- 罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発、医療提供体制の整備を進めるとともに、生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

3 水際対策の緩和について

外国人観光客の受入再開など国際的な往来の本格的な再開に当たり、入国者に対する基本的な感染防止対策の遵守方法や陽性判明時等の緊急時の対応について、入国時に多言語で分かりやすく情報発信及び啓発を行うとともに、旅行会社や宿泊事業者等が留意すべき点等をまとめたガイドラインについて事業者及び地方自治体に対して情報提供を行い、国の責任において事業者に確実に遵守させること。

また、海外における変異株等の発生状況や特性についての監視・研究体制を強化し、科学的知見の速やかな収集・分析を行い、発生状況等に応じて検疫体制を迅速に強化すること。

4 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とするほか、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、医療・検査体制の強化や事業者支援等を進めるため、地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各都道府県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各都道府県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

5 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者の負担軽減に向けた対策を着実に実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講ずること。

併せて、地方が、地域の実情に応じて幅広い対策を継続的かつ機動的に講ずることができるよう、地方創生臨時交付金や地方交付税のさらなる拡充を図ること。

(1) 新事業展開、事業再構築等に取り組む事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変動しており、多くの業種において、コロナ前の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。新事業・新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、中小企業等事業再構築促進事業等による事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

(2) 事業者等への資金繰り支援の強化

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響により収益の低迷が続く事業者も多いことから、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資又は借換など、金融機関が柔軟に対応できるようにすること。

また、条件変更等に伴う追加保証料の補助、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策の検討や、コロナ禍での物価高騰対策など、都道府県が独自に行う資金繰り支援により生じる負担への支援を行うこと。

さらに、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(3) 企業間における取引適正化支援

エネルギー価格や原材料価格の高騰により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。

(4) 雇用対策の支援策への柔軟な対応

雇用調整助成金の特例措置をはじめ、雇用対策の支援策については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているほか、原油価格・物価高騰の影響も懸念されるため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実に行うこと。

(5) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講ずること。

(6) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字補填や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講ずるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和3年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

また、国の原油価格高騰に対する激変緩和事業について、今後も価格が高騰した状態が継続する懸念があるため、引き続き価格動向を踏まえた対応を行うこと。

(7) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

「全国旅行支援」については、十分な効果が得られるよう少なくとも閑散期である2月末まで事業期間を延長し、その財源を確保すること。

また、同事業終了後、観光需要の反動減が予想されることから、新たな需要喚起策の実施を検討することとし、その際は、支援制度を追加で実施するなど、観光需要喚起策としてのソフトランディ

ングが図られるような措置を講ずるとともに、可能な限り、感染状況に左右されることなく、持続的に運用でき、十分な効果が得られる仕組みで実施すること。

なお、実施に当たっては、宿泊事業者や旅行事業者、交通事業者等はもとより、土産物店などの物産事業者や飲食店等、幅広い事業者に経済効果のある制度とすること。また、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的な制度とすること。

加えて、新たな観光需要喚起策の実施に当たっては、事業者が余裕をもって準備できるよう、情報やタイムスケジュールを早期に提供すること。

特に Go To イート事業などの飲食需要喚起施策は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、さらに厳しい状況にある飲食業のみならず、燃油・飼料等の高騰に直面する農林水産業等の支援にも繋がるため、感染状況などの地域の実情を踏まえながら、十分な施策を実施すること。

(8) 米の需給改善及び価格安定に向けた対策の実施

コロナ禍による業務用需要の減少に伴う民間在庫量の増加が、米価の引下げにつながり、稲作農家の経営が厳しい状況に直面していることから、令和5年産に向けて米の主産地に対して需要に応じた生産の徹底を促すとともに、「水田活用の直接支払交付金」をはじめとした主食用米から作付転換を図るための予算を十分に確保し、交付対象水田の見直しに当たっては現場の課題をしっかりと検証すること。

また、コロナ禍の影響における需給環境の改善は、生産者、関係団体等による取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けた抜本的な対策を継続するとともに、輸出拡大や消費拡大など需要回復・拡大に向けた対策を強化すること。

(9) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資をさらに促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審

査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(10) 農水産業に係る生産資材等の高騰への支援

コロナ禍の影響が長期化する中、資材不足や原材料・原油価格の高騰により、生産に欠かすことのできない肥料や飼料などの各種生産資材は価格上昇を続けており、生産者の経営に大きな影響を与えている。

しかし、農水産物は流通の特性上、コスト上昇分を価格へ転嫁することが困難であることから、生産者が安定的に食料を供給することができるよう、国が一律かつ十分な対策を講ずること。

(11) 医療機関や福祉施設等における物価高騰への支援の拡充

原油価格をはじめとするエネルギー価格の上昇の影響が続く中、医療機関、薬局、介護サービス事業所・施設等、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所、児童養護施設、救護施設等において、経済的な負担が増大している。今後、物価の高騰等による医療機関や福祉施設等に対する影響を最小限に抑えるため、早急に報酬・公定価格に物価の動向を反映するなど、国において適切な対策を講ずること。

(12) 影響を受けている外国人材雇用企業への対応

令和4年10月11日から水際対策が大幅に緩和され、原則として入国時検査や入国後の宿泊施設等での待機は行われないこととされたが、今後感染の再拡大等により水際対策を再び強化する場合は、受入企業に過大な負担とならないよう考慮するとともに、支援を行う地方自治体への財政支援を行うこと。

また、水際対策を変更する際には、情報を速やかに提供すること。

6 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や濃厚接触者と

なった場合、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、早期から国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講ずること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講ずるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、ワイプタオル、アルコール消毒薬、マスク等の保健衛生用品を、独自に調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備、ドアノブや水道ハンドルの非接触型への更新等を行った場合の経費、独自で行う検査チェック体制の徹底等に係る経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の

整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道等通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

さらに、学校の部活動においては、屋内競技などで、換気が不十分であることにより感染が広がるケースが散見されるため、特に大会やコンクール等の実施・運営にあたっては、試合間、演奏・演技間のインターバルを確保し、十分な換気や消毒を実施するなどの感染防止対策を行うことが重要である。こうした対策を徹底するため、実施日程を調整するなど、感染防止に十分配慮された運営となるよう、大会等を実施する全国組織の団体等への指導を徹底すること。

(5) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力に推進するとともに、自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講ずるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

(6) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援のほか、生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を図ること。

(7) 保育所等への支援

保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

子どもへの感染が拡大しており、保育所等において感染防止対策を徹底するために必要となる物品購入費、人件費等の経費について支援を強化するとともに、介護施設等への財政支援と均衡のとれた支援とすること。

(8) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども・子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講ずるなど、財政支援の充実を図ること。

7 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) スタートアップ企業等に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、スタートアップ企業等に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

8 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講ずること。

令和4年10月21日

中国地方知事会

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 丸 | 山 | 達 | 也 |
| 岡山県知事 | 伊 | 原 | 木 | 隆 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 村 | 岡 | 嗣 | 政 |